

意匠分類記号	意匠分類の名称
K 2 - 7 0	釣用具入れ等

対応する旧意匠分類 移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
K 2 - 7	一	釣用具入れ(釣竿用ケース、釣用小物入れ、仕掛け巻きを除く)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
B 4 - 1 0	かばん又は携帯用袋物


再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
釣針用安全カバー	保管用釣ざお立て	


定義

魚釣用具の整理・保管・収納具全般。下位(71, 72, 73)に展開する整理収納具を除く。
 魚入れを兼ねているか否かにかかわらず、物品名が「釣り用バッグ」となっているものはここへ分類する。


登録 1148444 号
釣用品掛け吊り具



登録 991190 号
釣り用バッグ



登録 1173685 号
釣り用バッグ



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
物品名を「釣用具入れ」とするものは、上記の釣り用バッグと同一用途と推測できるものであっても K 2 - 6へ。		
過去に分類した物品の名称		